

令和5年6月16日

補助金活用にあたっての留意事項（全般）

新型コロナウイルス感染症 設備整備事業の活用を希望される方は、下記の点にご留意ください。

1 補助金活用にあたっての留意点

□ （会計検査院等の検査について）

- 本補助事業は、厚生労働省から交付金（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分））を受けて実施する国庫補助事業であり、会計検査院の検査の対象となります。
- 補助金の原資が国民や県民から徴収された貴重な税金であることを鑑み、補助金の活用にあたっては、各事業の交付の目的や、要綱等に定める規定を十分に理解するとともに、補助金申請の内容が、県民等の第三者の方々へも説明がつく内容となっているか確認をお願いします。
- なお、後年の会計検査院等の検査などにより、不適切な内容が確認された場合、補助金返還措置がなされる場合もございます。

□ （関係規程の熟読について）

- 補助金の活用にあたっては、あらかじめ補助金要綱等を熟読してください。

□ （各補助事業の改正について）

- 令和5年5月8日から、従前から実施していた設備整備事業においても、補助対象者の要件などが改正されておりますので、これまで本補助金を活用されていた機関様にあっても、あらためて補助金要綱等をご確認くださいようお願いいたします。

2 補助金活用意向調査における留意点

□ （意向調査の性質について）

- 補助金活用意向調査は、県内の補助金活用希望者からの補助金活用の意向を集計し、県における予算の調整や、事業実施の検討・調整を行うものとなります。
- 意向調査の回答を集計した後、県で予算等の目処がついた後、各申請者様へ補助金内示を行い、その後に、補助金申請書をご提出いただき、補助金申請書に基づく書類審査を行い、補助金の交付決定となります。
- そのため、今後の要件審査等もあるため、活用意向調査への回答をもって、補助金

の交付をお約束するものではありませんので、ご注意願います。

- 補助金申請者様におかれては、活用意向調査の段階で、補助金要綱等に定める補助事業者の要件や、事業の要件を満たしているかなどの確認をお願いします。
- なお、予算額には限りがあるため、全ての要望に対応できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

□ (事前着手について)

- 本補助金では、補助金交付決定前の事業への着手（発注、契約締結など）、いわゆる事前着手を行っていた場合、補助金申請の内容を審査した上で、補助の対象とすることが適当であると認められる期日に遡及して補助の対象とすることがございますが、補助金申請の内容を審査した結果、補助の対象（補助金交付決定）とならない場合もございますので、あらかじめご注意願います。

□ (内示後の増額について)

- 前述のとおり、補助金の内示は、県における予算の調整等の結果、各申請者様へ補助金交付見込額（上限額）をお知らせし、補助金申請書の提出期限などをお知らせするものとなります。
- そのため、内示後の増額や申請費目の追加は、原則認められませんので、整備予定があるものは、意向調査の段階で確実に回答をお願いします。

□ (調査表や申請書の担当者欄について)

- 意向調査への回答や補助金申請書の内容を拝見させていただいた後、記載いただいた内容等について、改めてご質問等をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- そのため、活用意向調査や補助金申請書の担当者欄には、記載されている内容について、説明ができる方を記載してください。（院長等の責任者の名前を担当者欄へも記載あり、連絡したところ他の職員へ繋ぐ事例があるため。）

□ (意向調査への回答内容の確認について)

- 意向調査への回答を行った後、回答内容の修正のご連絡をいただく場合がございますが、県における集計作業等へ影響を及ぼすため、回答にあたっては、記載内容を確認の上、間違いのない回答をお願いいたします。
- やむを得ず、修正を行う場合には、県へあらかじめご一報願います。
- また、回答にあたり、「空欄としている箇所」と「入力漏れ箇所」は、県では区別ができないため、該当がない場合には、「該当なし」などと記載するなど、確実な入力をお願いします。

□ (締め切りを過ぎた回答について)

- 締め切りを過ぎてからの回答については、補助金スケジュール全体の遅延に繋がります、一部の申請者様の回答遅延が、全体の内示通知等の遅延に繋がるため、原則としてお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

3 事業計画検討にあたっての留意点

□ (事業完了日の厳守について)

- 本補助金は、国の交付金の制約上、令和5年9月30日(土)までに事業完了(納品等)するものが補助の対象となります。
- 補助金交付決定を受けた経費であっても、期限までに納品等が間に合わず、補助対象とならなかったケースなども生じているため、御注意願います。

□ (他の補助金との補助対象経費の重複について)

- 本補助金で県へ申請する補助対象経費について、他の補助金を活用して、補助対象経費を重複して補助金の交付を受けることはできないため、申請の際は御注意願います。
- 特に、令和5年5月7日までの本補助金の交付を受けている場合であっても、申請経費が重複することがないように御注意願います。

□ (上限額の単位について)

- 各事業毎に、補助の上限額が設定されておりますが、単位について、誤った認識により、事業計画の検討を行ってしまう事例が見られますので、御注意願います。
＜誤りやすい例＞
HEPA フィルター付き空気清浄機の上限額は、1施設当たり 905,000 円だが、1台当たり 905,000 円との認識により誤って事業計画を検討してしまった など。

□ (交付申請・実績報告の証憑書類について)

- 補助金交付申請書や実績報告書を県へ提出される場合において、特に个人防护具などの経費においては、補助金と関係がない経費も証憑書類(見積書や領収書など)に記載されている場合がございます。
- そのような場合には、第三者の方にも明確に申請経費がわかるよう、申請経費にマーカーを引くなどによりご対応をお願いします。

4 事業実施にあたっての留意点

□ (事業の変更について)

- 県では補助金申請書の内容に基づき、補助金の交付決定を行っているため、補助金申請書に記載されたとおりに、設備等の整備（購入等）を行うことが原則です。
- 交付決定額の範囲内であっても、交付申請時から内容に変更がある場合には、あらかじめ県へご連絡ください。
- 変更の内容によっては、変更承認申請書の提出により、再審査を受ける必要があります。なお、事業期間の延長（例として、8月末完了予定を9月1日にする場合など）でも、変更承認が必要となりますので、御注意願います。

□ (財産処分の制限について)

- 補助事業により取得した設備等については、福島県補助金等の交付等に関する規則第18条の規定により、財産処分が制限されますので、あらかじめ御承知ください。
- また、財産処分については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&Aについて（厚生労働省通知）」における「○共通事項」の「質問9」もご参照ください（第2版・第3版共通）。本活用意向調査ホームページの最下部に厚生労働省の通知を掲載しております。
- その他、補助金により整備した設備（空気清浄機など）については、本体に「○○事業補助金活用」とシールを貼付する、補助金により整備したものの台帳を整備するなどにより、補助金により整備したものが後年でもわかるように適切に管理してください。

□ (書類の保管について)

- 県へ提出いただいた書類や補助事業に係る書類は、補助金に係る検査等も見据え、補助金要綱第4条第1項（7）および第12条の規定に基づき、要綱に定める期間まで適切に保管いただきますようお願いいたします。
- 県からの交付申請や実績報告の修正依頼等があった場合においても、補助金申請者様側の控え書類を確実に差し替えていただきますようお願いいたします。